

守り育てよう みんなの文化財



指定 友禅（「緑陰」 森口邦彦）



指定 桐塑人形（「班女」 林 駒夫）



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成7年3月14日付けで17件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境とあわせて保存するために文化財環境保全地区1件を決定しました。その内訳は、建造物4件、美術工芸品9件、無形文化財2件、無形民俗文化財1件、史跡1件、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った18件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財の保護のため行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでに刊行しました12冊とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために活用いただければ幸いです。

平成8月1月

表紙写真の説明

友禅 友禅染は糊防染による文様染の1つで、江戸時代以来、大変流行して今日に至るまで日本の文様染の代名詞になっています。自由な構図で、自在に多彩を駆使して染め上げますが、特に京友禅は洗練された雅やかさを基本に、斬新な図案で大胆な色彩を施した独自性に富むものです。

友禅染は、伝統を重んじた品格の高いものであると同時に、常に現代感覚を取り込んだものであったからこそ、多くの人々に愛用されてきました。その特徴は現代にも着実に受け継がれており、そこに更なる可能性が秘められています。

桐塀人形 人形は、神に豊作などを願う信仰やまじないの道具として、祈りを強く込めた人間の雛形として制作されたのが始まりです。それが時代を経るにつれ、はらいの精神が薄れ、装飾的要素が加わって、次第に姿・形が変化し、今日の人々がめぐるいろいろな種類の人形となりました。

桐塀人形は、桐の挽き粉を生麴糊で練って、木芯に肉付けをして作り上げるもので、木彫の味わいと桐塀の扱いやすさを持ちながら、他の人形技法よりも細かい部分の表現が可能であり、多くの人々がこの技法で制作しています。

お知らせ

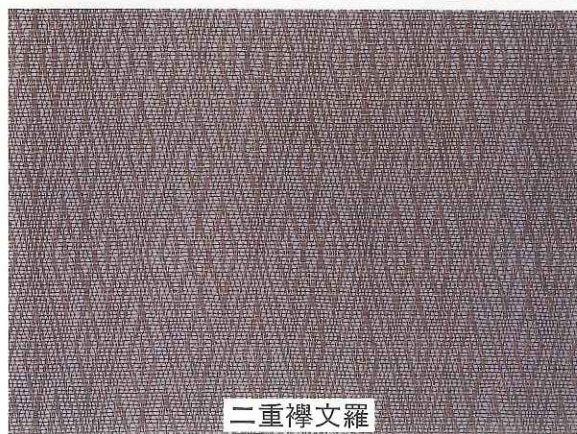
平成2年4月17日付けで京都府指定無形文化財に指定されました羅及びその保持者として認定されました北村武資氏は、平成7年5月31日付けで国の重要無形文化財に指定され、その保持者として認定されましたので、同日付けで府指定は解除になりました。

羅は、経糸が互いに絡み合う複雑な緞組織で、細い糸がレースのような精緻な織物です。古代には盛んに作られましたが、中世以来すたれ、北村氏は独自の創意と工夫でその制作技法の復元に成功しました。

北村武資氏は、昭和10年京都生まれ。父の死により中学卒業と同時に西陣織に従事し、苦労を重ねながら多様な技術を身につけました。織物組織の変化の多様性とその魅力を前面に打ち出した現代感覚あふれる独自の作風を確立し、格調高い作品を次々に発表しており、今後更なる活躍が期待されています。



保持者 北村武資



二重羅文羅

—第13回京都市指定・登録文化財等の紹介—

＝建造物＝

知恩寺は百萬遍ひやくまんべんの名で広く知られる寺院で、東大路の東、今出川通に南面し浄土宗四箇本山の一つに列せられています。賀茂神社の神宮寺である加茂の河原屋を前身とし、ここに法然が住んだのち、弟子の源智げんちが浄土宗寺院に改宗しました。境内地は創建後洛内を点々とし、寛文元年（1661）に御所の東で類焼した後、現在地に移りました。

①

御影堂みえどうは法然像を祀る堂で、7間堂としては最大で浄土宗では11間堂の知恩院御影堂に次ぐ規模を有しています。軸太な柱上に、禪宗様三手先を組みます。内部は近世浄土宗らしく畳敷で、天井には格天井や棹縁天井を張り落ち着きのある空間となっています。当堂は近世浄土宗の大型仏堂として完成された空間をもつ堂であり、禪宗様を大胆に導入した意匠をもつ近世建築の白眉といえます。

②

釈迦堂しゃかどうは桁行五間、梁行五間で境内移転後最初に建立された仏堂で、その年代は寛文4年（1664）であります。建物は一重もこし付の禪宗様仏殿を強く意識したものといえます。中世京都において浄土宗寺院の中心堂宇では禪宗様仏殿の形式が採用されていたと考えられますが、近世に入ると御影堂のような形式の仏堂が中心堂として採用されていきます。そのようななかにあって当堂は中世京都における浄土宗の中心堂宇の面影を残す貴重な存在といえます。

③

阿弥陀堂あみだどうは御影堂の西南に東向きにたちます。文政11年（1828）に旧堂を焼失し天保2年（1831）に上棟しました。礼拝の形態に合わせて身舎内にたたみたたみを設ける一方、軒まわりやもこしの繋ぎ天井などに簡略化が進んでいますが、釈迦堂と同様に禪宗様仏殿の形態を受け継いだ建築です。

④

御廟所ごびょうじょは法然ほか歴代の卯塔らんとうを安置する場所で正面に鳥井風の形をもつ廟門びょうもんを設け、その両脇に十一重石塔と十三重石塔がたてられています。廟門の後の石橋を渡った正面奥に開山法然と二祖源智の卯塔を安置する本廟ほんねんがあり、その両脇に歴代の墓が南北に並んでいます。御本廟は方一間の建築で寛文年間の再建と伝え、様式的にも17世紀後半のものと判断できます。礼拝の施設を設けず歴



指定 知恩寺御影堂（左京区）



指定 知恩寺釈迦堂（左京区）



指定 知恩寺阿弥陀堂（左京区）



指定 知恩寺御廟所（左京区）

代の墓を周囲に配して、墓地の空間としてまとめており特徴的です。

①

総門は比較的規模の大きな四脚門で、太い軸組をもち、簡素ながらも力感に充ちた建築です。寛文の寺地移転に際して移築されたと伝えますが、様式的にそれほど遡るとみられず、17世紀前～中期の建立と考えられます。



指定 知恩寺総門（左京区）

本法寺は寺之内にある日蓮宗寺院で十六箇本山のひとつに数えられます。当寺の建立は永享年間（1429～40）で、その後天正18年（1590）に現在地へ移りました。天明の大火でほとんどの建物を焼失しましたが、寛政末から文化年間（1804～17）にかけて主要堂舎が復興されました。伽藍は寺の格式を示す塔や楼門を構え、近世日蓮系諸宗本山の最も整った景観を伝え全国的に見ても貴重な伽藍群といえます。

②

本堂は七間堂で正面及び背面に各三間の向拝を設け、周囲縁先には庇柱をたて、深い軒を支持し合理的な構造としています。大型本堂は多くの場合円柱を用いていますが、当堂では四天柱以外を角柱としています。



指定 本法寺本堂（上京区）

平面は正面二間通りの外陣とその奥の内陣となり、外陣は吹放ちの拭板敷としています。内・外陣境は両端一間を両開棧唐戸、中央五間を蒔としていますが、これらは中敷居も含めてすべて取外しでき、必要に応じて内・外陣を一体の空間として使うことができます。天井構成や架構も平明で堂全体が静謐で穏やかな空間として創出し、このような空間は十七世紀後半頃より萌芽がみられ、その後発展し江戸後期には宗派を問わず多くの堂でみられるようになり、当本堂はその代表的な遺構といえます。



指定 本法寺開山堂（上京区）

③

開山堂は二重屋根の拝堂とその背面に突出する祖堂からなる複合建築で、本堂の東北に南面してたっています。組物は舟肘木で、堂内は畳敷、棹縁天井となっています。本堂が和様を基調としているのに対し、開山堂は一重もこし付禅宗様仏殿風に外観が造られており、様式の相違が明確に意識されています。日蓮宗寺院では中世以来、本堂と開山堂でこのように様式の選択がなされ、開山堂は禅宗様仏殿風の雰囲気营造されており、中世以来の伝統を受け継いでいると考えられます。



指定 本法寺多宝塔（上京区）

④

多宝塔は本堂の東南にたつ三間多宝塔です。内部には四天柱をたて東面して妙見菩薩等を、西面して多宝如来を祀っていますが、当初は東面して

多宝如来を祀るだけでした。伝統的な手法を堅持しながらも立ち上がったような縦長のプロポーションや細部の絵様などに江戸後期の気分がみられます。

①
仁王門^{におうもん}は三間一戸楼門で背面両脇間に仁王像を安置しています。仁王門としては類例の少ない寄棟造屋根をのせ、優美な姿でまとめられています。また、門前の堀に石橋をかけ中世を想起させる景観をもちます。

岩王寺^{しゃくおうじ}は綾部市の北部にある高野山真言宗の寺で、空也^{くうや}が顕密の道場として草創したことに始まります。慶長（1596～1614）頃に寺領を失い衰退しましたが、江戸中期に秀運^{しゅううん}によって復興されました。伽藍^{がらん}は集落の北方にある山の中腹に構え、南より仁王門、本堂、庫裏が直線上に並び、本堂の東側に西面して鎮守社が立っています。

②
本堂は建立時期については直接的な史料はありませんが、勧進状や祈禱札などから、享保年間（1716～35）に造営されたと判断できます。桁行三間、梁行三間の南面する仏堂で屋根を茅葺とし、軒を庇柱で支持しています。一間四面阿弥陀堂形式を受け継ぐもので、米迎柱^{まいむかえしら}の後退、外陣の開放などに発展した形態がみられます。このような仏堂は丹波地域、特に綾部周辺に多くみられるもので、その中では須弥壇^{しゆみだん}の位置や建具などに古風な仕様をみせています。

③
仁王門は延享2年（1745）にそれまであった「大門」を改修し現状の形態に整備したと考えられます。三間一戸八脚門で石段を登った所に南面してたつ標準的な規模の八脚門で、屋根は茅で葺かれ内部は土間で、後方両脇間に仁王像を安置しています。

佐古は久御山町の南東部に位置する環濠集落^{かんごうしゅうらく}で、一辺約240～250mのほぼ正方形に近く、集落の内部が周囲よりいくぶんか高くなっています。佐古の環濠は室町時代前期の文和年間（1352～56）に構築されたと伝えています。

④
八幡宮は集落のほぼ中央部に位置し、本殿は三間社流造、銅板葺で、江戸時代中期に建てられた覆屋内にあります。向拝の組物、桁、垂木等の面取りはかなり大きく、垂木も大きな反りをもつことから室町時代後期に遡るものとみられ、山城地方の神社本殿建築のうち中世に遡るものとして貴重です。



指定 本法寺仁王門（上京区）



登録 岩王寺本堂（綾部市）



登録 岩王寺仁王門（綾部市）



登録 若宮八幡宮本殿（久御山町）



① 指定 絹本着色等榮信倫禅尼像
(深見寺・美山町)



② 指定 絹本着色紅玻璃阿弥陀像
(楊谷寺・長岡京市)



③ 指定 木造竺堂円瞿坐像
(栖賢寺・左京区)

①

両面の下半分に、上畳にやや左を向いて端座する法体の婦人像が描かれます。上半分には、延徳壬子（4年、1492年）夷則（7月）の了庵桂悟の賛が記され、この婦人像が等榮信倫という法名をもつ禅尼の寿像であることがわかります。

等榮信倫の人となりについてはよくわかりませんが、描かれた時点で87歳であること、12年前（文明13年）に出家し、福聚寺、安養寺にて修行したことが賛文に記されます。了庵桂悟は伊勢の安養寺に住山したのち、東福寺、南禅寺に歴住した名高い五山文学僧です。

画像は全体に単純な造形ながら、相好の表現や陰影感のある墨彩に穏やかな優しさをたたえた気品のあるもので、当代の大和絵系の画家の手になるものと思われます。この時代の婦人の肖像画で現存するものとしては、長生比丘尼像（大徳寺蔵・文安6、1449年）が知られますが、本図はそれに次ぐ古い遺品であり、室町時代末期以降数多く制作される婦人肖像画の先駆的作品として高い価値を持っています。

②

仏教では金剛界五仏に五大五色を配するとき、西方の阿弥陀如来には赤色があたります。紅玻璃阿弥陀はこのことから生まれ、真言宗の「紅玻璃秘法」の本尊として奉られます。本図は豊潤

な色使いがなされ、伝統的な仏画の描法で緻密に作画されています。制作年代については、目尻の上がった理知的表情をみせること、宝冠等の金泥が盛り上げ彩色風の技法で描かれていること、着衣文様等は截金を用いず金泥描きであること、また、鎌倉時代後半から南北朝時代にしばしば施される丸龍文がみられることなどから鎌倉時代後期の作と考えられます。保存状況も良好で、類例のまれな紅玻璃阿弥陀の本尊像として貴重です。

③

像主の竺堂円瞿（？～1378）は元徳元年（1329）元から来朝した禅僧明極楚俊についてその法を受け、諸寺に住したあと摂津（尼崎市）に栖賢寺を開き、応安末年に京都五山位の万寿寺・十刹位の播磨法雲寺に住し、晩年に栖賢寺に帰り、寂しました。本像はヒノキ材、寄木造、彩色を施し、玉眼を嵌入。円頂で法衣を着し鐙のある袈裟をまとい、椅子に結跏趺坐しています。頭・軀ともに前後二材矧とし、両脚部に横木一材、両袖先に各一材を矧寄せています。その迫真的な面貌表現から師の没後間もないころの制作と推定され、南北朝時代に全盛を迎える肖像彫刻のなかにあって、なお鎌倉時代以来のリアリズムの系譜を引く注目すべき作品です。なお京都栖賢寺は昭和初期に兵庫県から移転しました。



指定 木造阿弥陀如来及両脇侍坐像（廬山寺・上京区）

①②③

廬山寺は、平安中期に慈恵大師が北山に一寺を建立し、鎌倉時代に船岡山の南に移った後、16世紀後半に御所の東側の現在地に移転しました。本像は現在当寺方丈の本尊として祀られる来迎形の三尊で、江戸時代には西向きの阿弥陀堂に祀られる恵心僧都の作として伝えられていました。三尊はいずれもヒノキ材、彫眼とし、表面に漆箔を施し、阿弥陀・勢至像は寄木造、観音像は一本割刳造

です。中尊の阿弥陀如来像は像高100.0cm、^{のうえ}衲衣を^{へんたんうけん}偏袒右肩に着し、両手指の第1・2指を捻じて来迎印とし、右足を上に結跏趺坐しています。中尊左の観音像は像高64.3cm、同右の勢至像は像高63.1cm、それぞれ両手には蓮台と蓮茎とを持し、天衣を後方に高く翻すなど装飾性が豊かです。本像は保存状態も良く、平安時代末期ないしは鎌倉時代ごく初期の阿弥陀三尊像として注目されます。

④

^{かこうがん}花崗岩製。八角形、円筒竿、火袋大面取りの石燈籠で、三石からなる四角形の台石上に立っています。本品は加悦町加悦にある天満神社の本殿向かって左側にあります。大宮町にある徳治2年(1307)^{おおみやめじんじゃ}銘大宮壳神社石燈籠(鎌倉時代、重文)と同様、基礎の上に一段の造り出しを設け、その上に伏蓮華文を置き中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫るなど全体的な特徴からみて鎌倉時代後期の制作と考えられます。高さは宝珠から基礎まで256.6cm、丈高く重厚であり、また保存状況も比較的良好で、丹後地方を代表する石燈籠といえます。



指定 石燈籠（天満神社・加悦町）

⑤

本品は西国三十三所観音霊場第28番札所成相寺に伝わる古文書と制札です。古文書は中世^{なりあいじ}成相寺における所領構成の一端を示すものとして重要です。また天正8年(1578)8月17日付け明智光秀・細川藤孝・同忠興連署禁制は、光秀が丹後国内に発給した現存唯一の文書であり、かつ三者が連署した珍しいもの。さらに^{なり}成相寺保護のため三箇条を定めた制札は、

⑤



指定 成相寺文書・制札
焼損のため発給年月日を欠きませんが、袖判から室町中期の応仁の乱前後の丹後守護一色義直のものと知られ、丹後に残る唯一の丹後守護発給文書、なかんずく木札の禁制として貴重です。

①

調子家文書は、長岡京市調子に在住する調子家に伝来した中世から近代にかけての古文書群です。調子家は、平安時代後期に院や摂関家等の身边警護にあたる武官である隨身を務める家柄であった下毛野氏に遡ります。室町時代には、隨身の身分を保ちながら、調子庄(長岡京市)、石田庄(亀岡市)等の所領を保持しましたが、遠隔地の所領支配は次第にたちゆかなくなり、戦国時代には、調子庄に基盤を持つ小土豪となりました。近世に入ると、江戸幕府から調子村70石を与えられ、領主としてこれを支配する一方、代々近衛家の隨身を務めました。古文書は、以上のような調子家の歴史を具体的に物語る史料で、中世文書は約100通、近世文書は約550通を数えます。隨身という下級官人の家職をもつ家の古文書が連綿と伝来している類例はなく、その歴史を知るうえでも極めて高い価値を持っています。

②③

両勧進状ともに、金銀で美しく装飾された料紙に当代の能書が筆を執る室町時代後期の勧進状です。それぞれ、応仁の乱後の荒廃した堂舎の再興を目的として制作されたもので、各寺院の沿革と再興の趣旨を述べ、広く十方の檀那に寄付を募っています。制作年代は、金戒光明寺のものが永正9年(1512)、吉田寺のものが大永3年(1523)で、とりわけ前者は、奥書により代々能書家で知られる青蓮院門跡の尊応の筆であることがわかります。

吉田寺は、黒谷から吉田山に至る途中の中山という場所にあった寺院で、行基作という千手観音像が信仰を集めました。しかし江戸時代前期に退転し、この勧進状は、寛文10年(1670)に千手観音像(重要文化財)とともに金戒光明寺に移管されました。

④

法常寺は亀岡市の西方畑野町にある臨済宗妙心寺派の禅宗寺院で山号を大梅山といいます。江戸時代初期に一絲文守を開山として、後水尾上皇の援助を受けて建立されました。上皇を初め歴代天皇や親王家、近衛・烏丸家等の諸堂上家の崇敬を受け、また歴代住持には一絲文守の法を受け嗣いだ学僧を輩出しました。これに関係して当寺には開山の一絲文守を初め歴代に関するものや歴代天皇家、公家から贈られた関係資料が多く伝えられています。内容は書跡・文書類 30幅・7帖・21巻・12通、歴代蔵書・稿本類 238冊、絵画類 19幅、工芸品 4面・2合・3口・1箆です。

調子家文書(調子武俊・長岡京市)

指定 調子家文書(調子武俊・長岡京市)

勸進沙門 聖教白
請持和十方檀那家衆助力
東山再建新金戒光明寺
鑑素録之狀

吉田寺再興勸進状(2)・吉田寺再興勸進状(3) (金戒光明寺・左京区)

指定 金戒光明寺再興勸進状(2)・吉田寺再興勸進状(3) (金戒光明寺・左京区)

法常寺一絲文守他歴代関係資料(法常寺・亀岡市)

指定 法常寺一絲文守他歴代関係資料(法常寺・亀岡市)

=無形文化財=

①友禪（作品及び説明は、表紙・表紙裏面参照）

保持者 森口邦彦 昭和16年京都市中京区生まれ。パリ国立高等装飾美術学校卒業後、昭和42年より父森口華弘について友禪を始める。氏の作品は陰陽の転換、地と文様の逆転といった新しい発想による幾何学文様を用いた意匠が特徴的です。近年は幾何学模様の展開から自然を描写したような文様も創造しており、制作のかたわら、国際染織展の審査員を務めるなど幅広く活躍しています。



認定 保持者 森口邦彦（中京区在住）

②桐塑人形（作品及び説明は、表紙・表紙裏面参照）

保持者 林駒夫 昭和11年京都市上京区生まれ。京都府立朱雀高校を卒業後、13世面庄岡本庄三から御所人形の制作を学び、平中歳子から創作人形の影響を受ける。桐塑人形、御所人形、芥子人形などに高度な技量を発揮するなど氏の創作は実に多彩です。作品には、舞楽、伎楽、能、狂言などの題材が多いですが、古典芸能等の豊富な知識に裏付けられた綿密な時代考証と高度な造形力を基に、題材の持つ生命感を大切にしたい心象風景ともいえるみずみずしい作品を制作しています。



認定 保持者 林 駒夫（上京区在住）

=無形民俗文化財=

③

竹野郡丹後町大山にある志布比神社の10月10日の祭礼に奉納されます。踊の構成は、シンパチ1人、棒振2人、刀踊大勢、キャーモチカキ4人で、太鼓打ち2人、太鼓持ち2人、歌うたい2人の囃子方が付きます。シンパチは右手に軍配、棒振は右手に扇、左肩に紅白の色紙を巻いた棒を担ぎます。いずれも中学生の役で、シンパチの方が年長です。刀踊は右手に扇、左手で刀の柄を持って肩に担ぎ、キャーモチカキは扇だけ持ちます。これらは小学生の役で、中でもキャーモチカキは年少の4人が当たります。キャーモチカキのキャーモチとはこの地方で草餅のことです。

踊り子は基本的に刀を肩に担いで、扇子で鞘を打って拍子を取りながら踊ります。神社で、宝踊、露の踊、潮汲み踊の3曲を踊り、その後お旅所で2曲踊ります。大山の刀踊は丹後に広く分布する風流小歌踊の一つですが、踊自体は、中世末期の囃子物と呼ばれた踊の様式を今日に伝えるもので大変貴重です。



刀踊（シンパチの口上）



大山の刀踊

=史 跡=

①

おんじょうがだにがよう
音如ヶ谷瓦窯は、奈良県と京都府の府県境に広がる奈良山丘陵に立地する、奈良の平城京に瓦を供給した瓦窯群の一つで、奈良時代半ばに築造されたものです。計4基のロストル式平窯と、窯に付属する作業小屋と思われる堀建柱建物跡が検出されています。

この窯は、2基一組で操業され、斜面裾部に2基ずつがL字形に配されていました。この内、東に焚口を向けたⅠ・Ⅱ号窯は原形を良く留め、Ⅰ号窯では、燃

焼室の火床に設けられた瓦を利用した排水施設や、軒平瓦を多数積み上げて構築した側壁などがみつっています。また、窯跡前面の平坦部からは、窯に付属する簡単な作業場と考えられる、1間×2間や、2間×2間などの小規模な堀建柱建物跡4棟が検出されました。

現在、遺存状態の良好なⅠ・Ⅱ号窯は埋め戻して保存した上に原寸大の遺構模型を作り、窯に付属する建物跡も柱位置を低い石柱で明示するなど、瓦窯操業当時の窯と作業場のあり方が判り易いように整備されています。



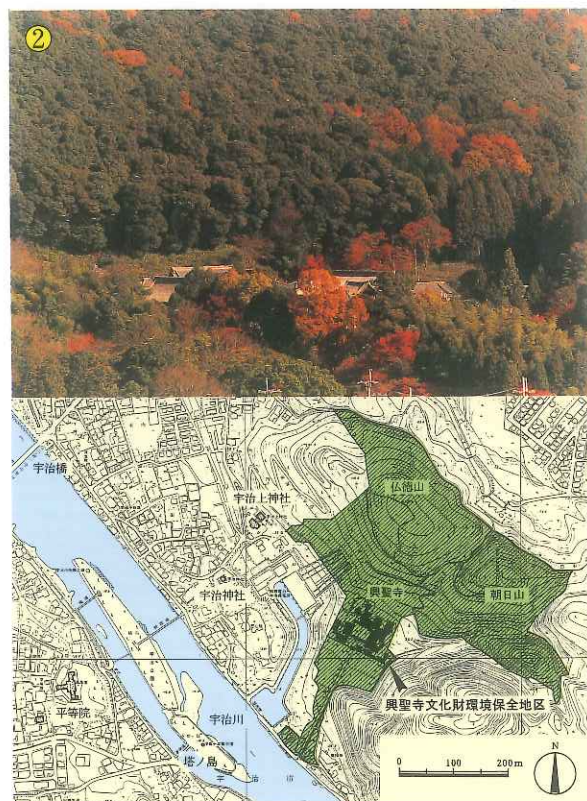
指定 音如ヶ谷瓦窯跡（木津町）

=文化財環境保全地区=

②

こうしょうじ
興聖寺文化財環境保全地区は、宇治市の中央部、宇治川右岸の山麓に位置する曹洞宗寺院興聖寺の境内一帯を指します。境内地は宇治川畔から伽藍背後の仏徳山、朝日山におよび、宇治川と宇治丘陵の自然を背景に平等院や宇治上神社などの優れた文化財が集中する地域の一画を占めています。

興聖寺は鎌倉時代に曹洞宗の開祖道元が創立した由緒ある寺ですが、現在地で開かれたのは江戸時代はじめの慶安2年（1649）になってからです。境内には、江戸時代を通して整備されてきた伽藍建物（宇治市指定有形文化財）や、古くから花や紅葉の名所として知られる琴坂と枯山水の庭園（府指定名勝）など優れた文化財が残されています。そして、これらの文化財の背景の森として、仏徳山、朝日山には常緑広葉樹からなる境内林が広がり、文化財と一体となった優れた環境を生み出しています。



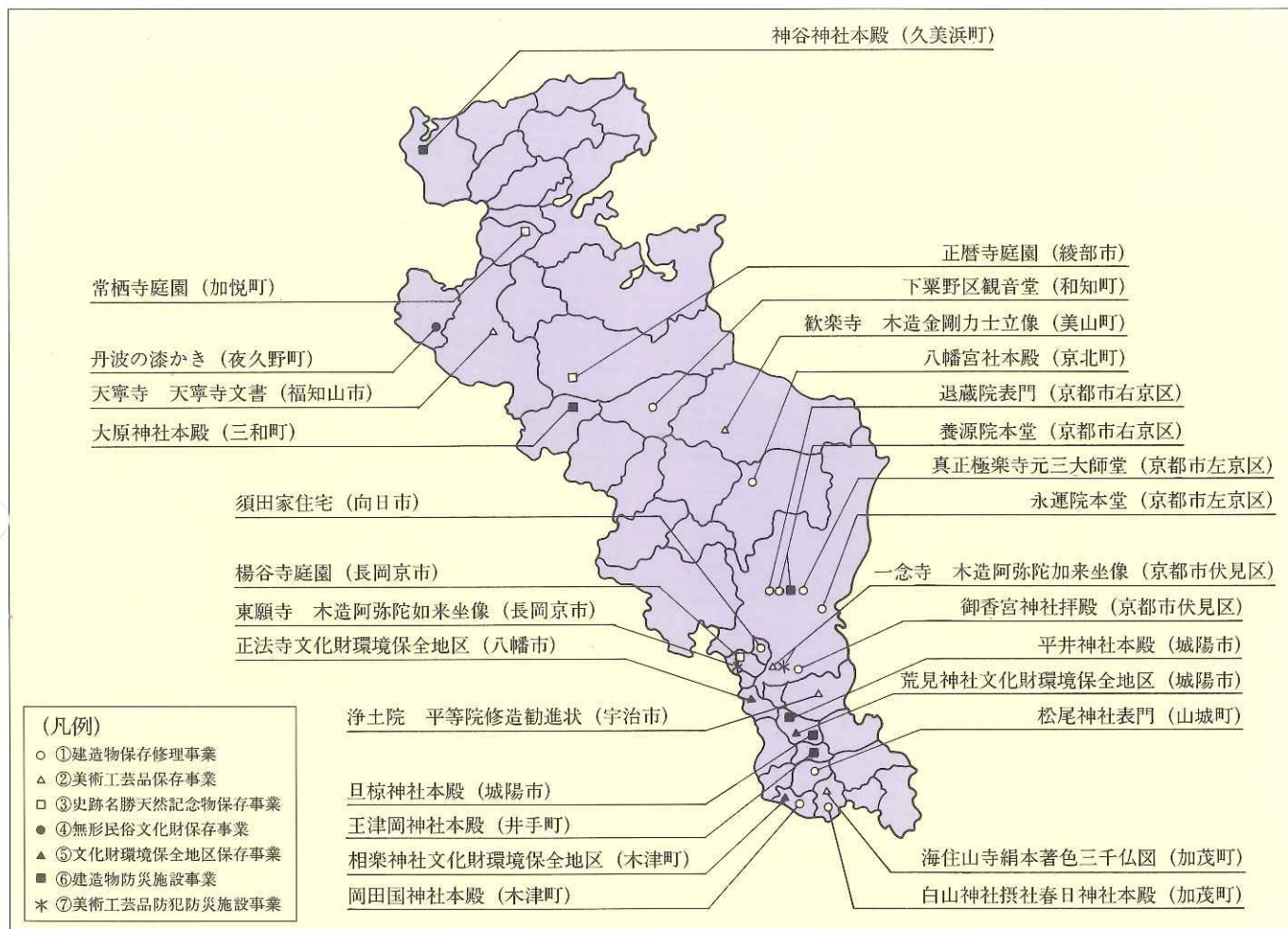
決定 興聖寺文化財環境保全地区（宇治市）

—京都府指定登録文化財等の保存事業—

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために、京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定・登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護・活用等に必要な指導を行っています。

ここでは、平成6年度に行った、京都府指定・登録文化財等の保存事業について、その概要を紹介します。

平成6年度 保存事業実施場所



事業別補助額一覧

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
①建造物保存修理事業	11	99,230	45,761
②美術工芸品保存修理事業	5	16,779	8,329
③史跡名勝天然記念物保存事業	3	2,096	1,047
④無形民俗文化財保存事業	1	1,907	1,010
⑤文化財環境保全地区保存事業	3	3,980	1,990
⑥建造物防災施設事業	6	17,874	10,013
⑦美術工芸品防災施設事業	2	3,481	1,850
合 計	31	145,320	70,000

各補助事業の概要

①建造物保存修理事業

建造物、特に木造の建造物を文化財としての価値を失うことなく保存していくには、日常的な管理のほかに、一定の周期で修理を行う必要があります。修理には、解体修理、半解体修理、部分修理、屋根葺替、塗装修理などがあり、建造物の破損の程度によって行う修理は異なります。

養源院本堂(京都市)では、建物全体の傷みが激しかったので解体修理を行ない、桃山時代の創建時の姿に復原しました。

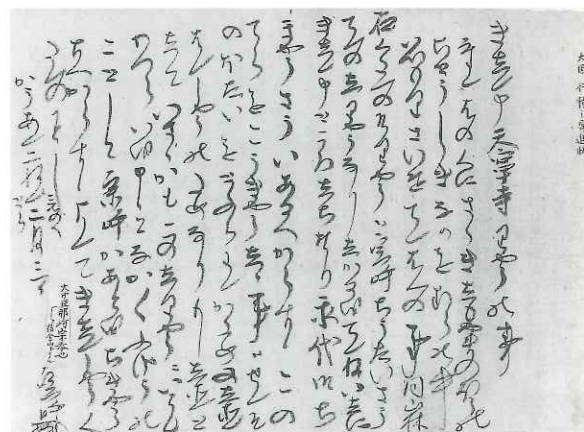


養源院本堂解体復原修理

②美術工芸品保存事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの弱い材質で作られているものが多く、保存のためには、それぞれの材質の保存状態に応じた保存修理を一定の年月ごとに行うことが重要です。また火災や盗難から保護するために、自動火災報知設備の設置や収蔵庫の建設も必要となります。

天寧寺文書(京都市)については、古文書の裏打ちを一度取りはずし、破損箇所の繕い、折れが生じた箇所の補強をしたうえで、改めて卷子装に仕立て直しました。また保存箱も作成しました。



天寧寺文書

③史跡名勝天然記念物保存事業

史跡・名勝・天然記念物は、それらを将来にわたって保存するとともに、現代において適切に活用していくことが必要です。このため、損傷などを受けている場合には、修理・復旧するとともに、文化財としての内容・価値を理解しやすいものに整備・公開する措置をとるようにしています。

正暦寺庭園(綾部市)では、平成6年の府名勝を機に寺の由来・庭園の様式などを解説した説明板を設置しました。



正暦寺庭園説明板

④無形民俗文化財保存事業

無形民俗文化財を伝承していくためには、後継者の育成をはかること、記録を作成し現状を把握すること、公開して普及啓発を進めることなどが大切です。

漆の栽培は、明治以降各藩の保護がなくなり需要も激減したことから急速に廃れ、現在使用される漆のほとんどは外国産の漆です。丹波の漆かき(夜久野町)の採取技術は民俗として大変貴重ですが、伝統工芸の保存のためにも重要です。伝承者養成や技術錬磨のための講習会を開いています。



丹波の漆かき伝承

⑤文化財環境保全地区保存事業

京都府独自の文化財保護制度として、文化財環境保全地区の決定があります。これは京都府が指定・登録した有形文化財又は記念物の保存のために、周辺のある一定の区域を文化財環境保全地区として定め、文化財と一体となった周辺環境の保全を計るものです。

相楽神社文化財環境保全地区(木津町)では、本殿と拝殿の間にある透塀の檜皮葺の屋根や柱の傷みが激しくなったので、解体修理を行いました。

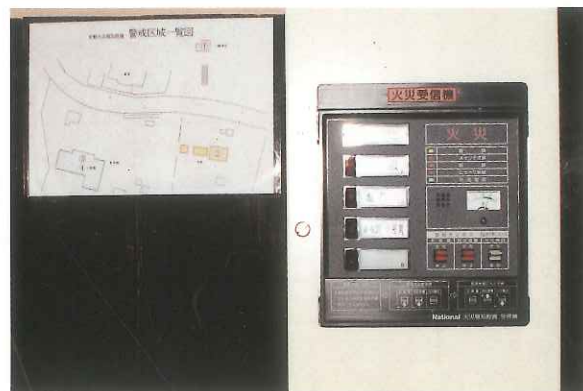


相楽神社文化財環境保全地区(透塀修理)

⑥建造物防災施設事業

木で作られたものが多い文化財建造物を火災から守るためには、早期発見、初期消火、延焼防止などの対応が欠かせません。このために、自動火災報知設備や消火設備、避雷設備等の防災設備の設置が必要となります。また不審者の侵入を防ぐために、防犯設備を設置する場合があります。

神谷神社(久美浜町)では、万一の出火の際に速やかに火災を発見できるように、本殿や参考館に自動火災報知設備を設置しました。



神谷神社自動火災報知設備

国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成7年7月1日現在)

区分	種別	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡、名勝、天然記念物			
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典古文跡籍書	考資古料	歴資史料	計	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
全国	国宝	(207)	(249)	154	120	250	274	37	0	835								
	重文	2125	3540	1715	2417	3083	2200	455	77	8947								
	計	2125	3540	1869	2537	2333	2474	492	77	9782	57	28	72	157	1339	260	915	2514
京都府	国宝	(46)	(58)	46	34	14	83	2	0	179								
	重文	277	515	415	342	134	600	17	9	1517								
	計	277	515	461	376	148	683	19	9	1696	3	11	0	14	73	39	9	121

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両方で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成7年7月1日現在)

市町村	種別	有形文化財														無形文化財		民俗文化財		史跡		名勝		天然記念物		指定登録小計		文化財全環境地区		選定保存		合計	
		美術工芸品																															
		建造物		絵画		彫刻		工芸品		書典		古文書		考査		歴資		小計															
		指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	選定										
京都市		24	6	9		9		7			4		3	1		33	7	1		1		1		1		1		68	6		4	78	
向日市		2	1																	1		1						4	1			5	
長岡京市			1	1		2				1					4								1					5	1			6	
大山崎町			1						1						1													1	1			2	
宇治市		7	3			2		1		2		1			6					1		2		1				17	3	2		22	
城陽市			4			1								1	1	1									1			1	6	4		11	
八幡市		2	2				2			1					3						1		1		1			8	2	2		12	
久御山町			1								1				1														2			2	
田辺町		1	5			2	1				1	1			3	2												4	7	6		17	
井手町		1	1				1			1					1	1									1			3	2	2		7	
宇治田原町			2																				1						3	2			5
山城町		1	3		1											1							1					1	5	3		9	
木津町			2				1	1							1	1				1	1	1						3	4	2		9	
加茂町			1	1		3	2	2	1						6	3				1		3	1			1		8	8	3		19	
笠置町			2							1					1													1	2	1		4	
和束町				1											1											1		2	3			5	
精華町			1				1								1						1							2	1	1		4	
南山城村			1								1					1												1	2	1		4	
京北町		1										1			1						1	1	2					5	1	1		7	
美山町		1		1		1									2							7						3	7	1		11	
亀岡市		1	5	1		1		2	2					1	5	2				1	2	2			3			11	10	5		26	
園部町		2	2					1			1				1	1										1		4	3	1		8	
八木町		1	2																	1		1						3	2	2		7	
丹波町			1	2		2	1		1		1		1		6	2												6	3			9	
日吉町			1			1		1							1	1				1	1							2	3	1		6	
瑞穂町			2			1									1						1							1	3	1		5	
和知町			1							1					1						1							2	1			3	
綾部市		5	6	1			2	2				1			3	3	1				3			1	1			11	12	4		27	
福知山市		2	2	2			1	2			3				8	1					3	1						11	6	2		19	
舞鶴市		4	2	3			1		1		3	2			8	2				1	1	9		1				14	14	3		31	
夜久野町			1																		1	1						1	2			3	
三和町		1	1																	1		1						2	2	2		6	
大江町				1				2							1	2										1		2	2			4	
宮津市		6	1	3		1		2	1	1		1	1		9	2				3	2	2		2	1			20	8	1		29	
加悦町				1			1								2						1	3		2	1			8	1			9	
岩滝町																						1							1			1	
伊根町		1																		2	5							2	6			8	
野田川町																						1				1		1	1			2	
峰山町				1			1							1		2					2	1						2	4			6	
大宮町				4												4					1	1			1			2	5			7	
網野町			1																										1			1	
丹後町			1		2	1									1	2						3						1	6	1		8	
弥栄町																				3		1						4				4	
久美浜町		2	1	3		1		2			1	1	1		8	1					4	1		1				12	6	1		19	
地域定めず																											5		5			5	
合計		64	68	30	8	29	9	26	9	4		21	8	9	1	2	1	121	36	8	2	8	19	56	17	15	13	6	259	174	55	4	492

*印は、文化財保護条例制定市町村である。(44市町村で制定) ……制定率 % (全国95.72% 平成4.5.1現在)

②国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財に指の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

重要無形文化財								重要民俗文化財			重要伝 統的建 造物群 保存地区	選定保存技術									
保 持 者								有 形	無 形	計		有形文化財関係				無形文化財関係				計	
芸 能				工 芸 技 術								保持者		保持団体		保持者		保持団体		保持者	保持団体
各 個	總 合	件	団体	各 個	總 合	件	団体														
件	人	件	団体	件	人	件	団体					件	人	件	団体	件	人	件	団体		
28	40	11	11	30	41	13	13	185	162	347	40	17	19	7	(5)	14	16	8	9	31件 35人	15件 16団体 (14団体)
																				9件	2件
4	4	0	0	4	5	0	0	3	6	9	5	6	6	2	2	3	4	0	0	10人	2団体

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。

なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。

(1) 2府県以上にわたるもの (天) 比叡山鳥類繁殖地、(史) 延暦寺境内、(史) 歌姫瓦窯跡

(2) 地域を定めないもの (主な生息地) (天) 小国鶏

4. 選定保存技術の()内は、実団体数である。

市町村の文化財保護条例による指定等文化財件数一覧

(平成7年7月1日現在)

市町村名		有形文化財										無形文化財	民俗文化財		史跡	名勝	天然記念物	文化財全地区(決定)	選定保存技術(選定)	合 計	条例制定年月	備考
		建造物		美術工芸品				計					有 形	無 形								
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典 跡籍	古文書	考査 古料	歴資 史料	計											
京 都 市	指定	55	151	40	31	5	1	7	2	5	91		1	1	7	20	18			(193)	56.10	
	登録	24	39	3	6			23		3	35		1	44	12	3	9			(128)		
	計	79	190	43	37	5	1	30	2	8	126		2	45	19	23	27	8		329		
向 日 市				2	8			4	7		21				1					22	60.4	
長 岡 京 市		3	23	7	5			6	3		21						3			27	50.7	
大 山 崎 町		5	5		1						1									6	60.4	
宇 治 市		3	14	3	32	2	3		3	2	45	1					1			50	44.4	
城 陽 市		3	7		6	1		2		1	10		3		2					18	61.4	
八 幡 市				1	1				1		3									3	60.4	
久 御 山 町				1	2						3									3	H5.4	
田 辺 町									3		3			4	3					10	50.3	
井 手 町																				0	H7.4	
宇 治 市		6	6		8		2		1		11		1		1	1				20	48.10	
山 城 町		3	4		1				8	1	10				3	3				19	47.9	H7.4改正
木 津 町					2				1		3									3	60.10	
加 茂 町				1	1						2									2	61.4	
笠 置 町																				0	H7.4	
和 東 町																				0	H7.3	
精 華 町					3						3									3	63.12	
南 山 城 村																				0	51.12	
京 北 町				6	13	6	1	1			27			1			1			29	53.10	
美 山 町					10						10						10	1		20(1)	H元.4	
亀 岡 市		8	13	4	16	4	2	2	1		29		1		2		1			41	43.12	
園 部 町					4						4									4	44.3	
八 木 町		5	5		8						8									13	59.3	
丹 波 町		2	2	1	4	1	1				7				2					11	62.3	
日 吉 町		7	13		16	10	2				28		1	2	1					39	51.4	
瑞 穂 町		1	1		3	2					5				1		1			8	60.3	
和 知 町				1	2						3			1			2			6	53.12	
綾 部 市		4	6	3	13	3	2	8			29			2						35	40.4	
福 知 山 市		11	15	12	24	6	4	5			51		1	9	1		2			75	38.6	
舞 鶴 市		5	5	7	18	8		1	2	2	38			5	1		6			55	38.10	
夜 久 野 町															3					3	47.8	
三 和 町		3	3		1			2	1		4		1							8	59.12	
大 江 町				9	4	4		4			21	1			4					26	48.3	
宮 津 市		7	7	8	15	3	1	4	1	1	33		10	4		1	3			58	58.12	
加 悦 町		4	4	3	9	2				1	15			1	2					22	39.7	
岩 滝 根 町						1					1			1			1			3	40.7	
伊 根 町		1	2										4	13						18	60.6	
野 田 川 町		1	1		8	1					9			2	2					14	59.6	
峰 山 町				7	1	2		1			11			2	2					15	52.3	
大 宮 町		1	1	6	2	2	2				12			1	3					17	58.3	
網 野 町		1	1			2	1		1		4				3	2	1			11	46.3	
丹 後 町				2	2	2				2	8				3		2			13	55.3	
弥 栄 町						2				2	4									4	48.3	
久 美 浜 町		7	7		2	1					3				3			2		13(2)	53.3	
京 都 市 以 外 計		91	145	84	245	65	21	40	38	7	500	2	22	48	43	7	34	3		750		
合 計	指定	146	296	124	276	70	22	47	40	12	591	2	23	49	50	27	52			(940)	条例制定市町村 44/44	
	登録	23	39	3	6	0	0	23	0	3	35	0	1	44	11	3	9			(128)		
	計	170	335	127	282	70	22	70	40	15	626	2	24	93	62	30	61	11	0	1079		



文化財愛護シンボルマーク

文化愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護運動を全国に押し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、ひろげた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗^{とぎょう}拱（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に継承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.13 守り育てようみんなの文化財

発 行 京都府教育委員会
京都市上京区下立売通新町西入ル
編 集 京都府教育庁指導部文化財保護課
TEL. (075) 414-5901